

## 議会運営委員会記録

開 会 年 月 日	平成30年 7 月11日
開 会 時 刻	午前 8 時56分
閉 会 時 刻	午前 9 時12分
出 席 委 員 名	◎世古 明    ○品川幸久    中村 功    北村 勝
	辻 孝記    吉岡勝裕    黒木 騎代春    浜口和久
	西山則夫（議長） 鈴木豊司（委員外議員）
欠 席 委 員 名	中山裕司
署 名 者	中村 功    北村 勝
担 当 書 記	木下喜之
審 査 案 件	1 本日の議事日程について
	2 伊勢市議会傍聴規則の見直しについて
	3 管外行政視察の実施について
説 明 者	議会事務局長

## 会議の概要

世古委員長開会を宣言。

議長発言の後、会議に入り、会議録署名者に中村委員、北村委員を指名決定した。

はじめに、「本日の議事日程について」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、副委員長から「意見書(案)の提出期限について定めがないが、請願と同じく告示日の議会運営委員会開催日の前日正午まで、としてはどうか」との発言があった。協議の結果、「本会議に上程する意見書(案)の提出日は、原則として、告示日の議会運営委員会開催日の前日正午までとし、緊急を要する場合は議会運営委員会で取り扱いについて協議する」ことについて諮ったところ、全員異議なく、そのとおり決定した。その後、改めて「本日の議事日程について」は、事務局説明のとおり決定した。

次に、「伊勢市議会傍聴規則の見直しについて」を議題とし、玉置局長から別紙のとおり説明を行ったところ、委員から持ち帰って検討したい旨の発言があり、本件については今後の議会運営委員会で改めて協議されることが確認された。

次に、「管外行政視察の実施について」を議題とし、本年度の実施の是非について各委員に意見を伺ったところ、実施することが確認された。内容については、委員から要望があれば申し出ることとし、改めて今後の議会運営委員会で提案することが確認された。

この後、委員会を閉会した。

上記署名する。

平成30年7月11日

委員長

委員

委員

## 議会運営委員会・協議会 局長説明（平成30年7月11日）

### 【本日の議事日程について】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。

本日の議事日程につきましては、さきの議会運営委員会で御決定いただいておりますが、「議員発議による意見書提出の議案がありますこと」から、議事日程の変更案を作成いたしましたので、御説明を申し上げます。

それでは、日程を御説明申し上げますので、日程案を御高覧ください。

このあと、10時に本会議の継続会議を開き、「**議案第53号、外1件一括**」を上程し、関係常任委員会から、それぞれ、審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、「**野崎議員から議案第54号について反対討論**」の通告がありますので、「**議案第54号**」と「**議案第53号**」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、採決につきましては、すべて起立採決とさせていただきますので、御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

また、議会だよりでの賛否の公表もありますので、各議員の賛否につきましては、閉会后、会派ごとに、確認をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、「**議案第55号、外9件一括**」を上程し、所管常任委員会から、審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、「**議案第58号**」と「**他の9件一括**」とに分けて、それぞれ御決定いただきます。

なお、「**議案第58号**」につきましては、出席議員の3分の2以上の同意が必要となる、特別多数議決を要する議案でございます。

次に、「**議案第65号**」を上程し、総務政策委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「**議案第66号**」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「**議案第67号**」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「**議案第68号**」を上程し、教育民生委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「**議案第69号、外1件一括**」を上程し、産業建設委員会から審査結果の報告を願い、委員長報告に対する質疑等の後、御決定いただきます。

次に、「**報告第2号**」から「**報告第6号**」までの5件を順次、上程し、それぞれ、当局説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、教育民生委員会から、閉会中の継続調査の申出がなされておりますので、「**発議第2号、常任委員会の閉会中の継続調査について**」を上程し、御決定いただきます。

次に、「**発議第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について**」を上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

次に、「**発議第4号、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意**

**見書の提出について**」を上程し、提案者説明、質疑等の後、委員会付託を省略して、即決いただきます。

以上で、本定例会・提出の全議案を議了し、閉会といたします。  
なお、議会閉会后、「**広報検討分科会**」をお開きいただくことと、いたしております。

本日の日程は、以上でございます。  
よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。

### 【伊勢市議会傍聴規則の見直しについて】

それでは、議長に代わりまして、御説明申し上げます。  
現在の傍聴規則につきましては、市町村合併後の平成17年12月14日施行となっておりますが、参考にされた標準傍聴規則は昭和期に作られたものです。  
そこで、現在の情勢に沿った事項に見直し、もって傍聴人の便宜を図り、市民の傍聴を推進するとともに、議会の公開を推進するため、規則を見直すものです。

お手元の「資料1」見直し内容、「資料2」改正文、「資料3」新旧対照表、「資料4」改正後の規則案、を、御覧ください。

改正の内容でございますが、  
まず、傍聴の手続きを改正したいと考えております。  
現行では傍聴者は住所・氏名・年齢を記載することとなっておりますが、個人情報保護の観点から、記名等を省略して傍聴券を交付するよう、見直すものでございます。

また、新しい議場にあわせて定員規定を改正し、定員管理のため、先着の規定を設けたいと考えております。

次に、報道関係者等に対する傍聴証の規定を廃止し、児童及び乳幼児の排除規定についても廃止したいと考えております。

次に、「傍聴人の守るべき事項」に関して、「帽子・外とう・襟巻の禁止」を、削除し、逆に、現行では規定の無い「携帯電話、スマートフォン等の通話や発音の禁止」を、新たに規定したいと考えております。

最後に、「撮影及び録音等の禁止」ですが、現在、既にケーブルテレビやインターネット動画配信も行っており、これを規制する理由が乏しくなっていることから、削除したいと考えております。

なお、改正規則の施行につきましては、改修後の議場での9月定例会のタイミングが適当ではないかと考えております。

傍聴規則の見直しについての御説明は、以上でございます。  
よろしく御審査のほど、お願い申し上げます。